平成２４年（フ）第１２５９５号
東京都足立区西新井本町４丁目30―６―102
破産者　横山　智子
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６８０号
東京都江戸川区篠崎町６丁目18―７―101
破産者　高橋　文子
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６８１号
東京都江戸川区篠崎町６丁目18―７―101
破産者　高橋　広美
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６８２号
東京都江戸川区篠崎町６丁目18―７―101
破産者　高橋　正美
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７６７号
東京都港区麻布十番２丁目８―12―502
破産者　粟山　　茂
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７７０号
東京都府中市住吉町２丁目24―35―203
破産者　角田　　卓
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７７６号
千葉県船橋市本中山３丁目15―11―601
破産者　藤森　憲司
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７９６号
東京都練馬区大泉学園町２丁目25―９　パークヒルズシャンテＦ―１
破産者　中岡　優介
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７９７号
東京都練馬区大泉学園町２丁目25―９　パークヒルズシャンテＦ―１
破産者　中岡　文子
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８１０号
東京都足立区西保木間４丁目12―１―213
破産者　信岡　賢一
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８６１号
東京都世田谷区玉川４丁目５―５　フィールド25―202
破産者　鋲賀　雄一
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８６２号
東京都新宿区西新宿５丁目10―７―302
破産者　原　　賢一
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８６４号
東京都豊島区池袋本町４丁目45―７―306
破産者　橋本　忠男
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１３４号
東京都足立区鹿浜２丁目15―９―202
破産者　相原　大咲
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１６３号
東京都中野区東中野１丁目２―２―301
破産者　藤里　匡之
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４号
新潟県三条市東裏館２丁目９番18号
破産者　渋谷恵美子
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第４９６号
札幌市北区新琴似７条２丁目１番46―202号
破産者　茶木　秀治
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８３号
埼玉県八潮市大字２丁目919番地５　グリーンパーク第９八潮604号室、破産手続開始時の住所埼玉県八潮市緑町３丁目３番地10
破産者　亡大原延洋相続財産
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５１８号
千葉県野田市船形952番地１号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県八潮市中央４丁目11番地10
破産者　株式会社中村建鉄
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５１９号
千葉県野田市船形952番地の２
破産者　中村　佳一
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６２３号
千葉県野田市山崎1549番地　メゾンうめさと107
破産者　秋本　利明
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部